

6－7第3次つくば市環境基本計画中間見直し、つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定及び気候市民会議つくば2023提言実行計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

6－7第3次つくば市環境基本計画中間見直し、つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編改定及び気候市民会議つくば2023提言実行計画策定業務委託

2 業務目的

本業務は、つくば市環境基本条例第7条に基づき令和2年（2020年）4月に策定し、令和11年度（2029年度）まで計画期間となっている「第3次つくば市環境基本計画」（以下「基本計画」という。）を中間見直しするとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき令和2年（2020年）4月に策定し令和7年度（2025年度）に計画期間終了となる「つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）を改定し、基本計画に区域施策編を編入した「第3次つくば市環境基本計画改定版」（以下「新計画」という。）の策定並びに令和5年（2023年）に開催された「気候市民会議つくば2023」で採択された提言を推進・実行するための、制度設計を含めた実行計画の策定を行うことを目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、つくば市（以下「委託者」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

5 業務内容

次の業務の項目ごとに最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、受託者の提案をもとに、協議の上、決定するものとする。

業務に当たっては、国の「第五次環境基本計画」及び茨城県の「第4次茨城県環境基本計画」の記載事項や要求事項、つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン・脱炭素先行地域（第4回）に選定された計画等、関連する計画の内容を十分に勘案し、各計画が見直し・改定された場合は、最新の計画に準拠すること。

(1) 全体業務方針の検討

業務着手に当たり、業務の具体的な実施内容、実施体制、時期等を明確にした業務実施計画書及びスケジュール表を作成し、委託者と協議の上、業務方針を決定すること。

(2) 業務打合せの実施

本業務の円滑な進捗を図るため、業務着手前及び必要に応じ、業務打合せを対面又はオンラインで行い、都度受託者が打合せ記録を作成し、打合せ終了後3営業日以内に委託者へ提出すること。

(3) 基本計画中間見直し（新計画の策定）

基本計画を中間見直しするとともに、区域施策編を編入し、新計画を策定すること。なお、新計画の計画期間は令和8年（2026年）4月から令和13年（2031年）3月までとする。

ア 環境の現状、社会状況、関連する法制度・計画等の把握、整理

環境保全や社会状況に係る国内外・県内・市内の現状、動向を整理するとともに、上位法令や関連計画との位置付けについて整理すること。

イ 基本計画の検証

基本計画に掲載しているデータ等を整理し、最新の情報に更新すること。また、基本計画の実績について整理、分析し、改定の参考資料とすること。

ウ 市民・事業者アンケート調査、集計、分析

市民及び事業者を対象として、基本計画における数値目標の達成状況、環境に対する満足度、課題、取組、意識の変化や行政に求められる取組等をアンケート等の手段を用いて把握・集計し、その分析結果について整理すること。なお、調査の対象は、市民2,000人程度、事業者200件程度を想定している。

アンケートの場合は、郵送による配布・回収を基本とし、回収は受取人払いとする。ただし、回答方法については、オンラインでの回答も可

能なものとし、オンライン回答のためのフォーム作成費用のほか、調査票・封筒（送付用、返信用）の手配・印刷費用、郵送に関する作業費用、郵送料（送付用、返信用）等は全て受託者が負担するものとする。

エ 目指すべき将来像の再検討

つくば市が抱える環境に関する現状の課題、将来的に危惧される課題について整理するとともに、上記ウの調査結果等を考慮して、目指すべき将来像を再検討し、図示・言語化して記載すること。

オ 施策体系、方針、目標の整理・見直し

上記ア～エを勘案して、環境施策に関する体系、項目ごとの中期的な方針、目標を整理し、見直すこと。

カ 重点施策の検討、見直し

上記オで見直した方針、目標に基づき、それを実現させるために貢献する重点施策の検討・見直しを行うこと。

キ 施策内容や指標の見直し

上記イ～カを勘案し、基本計画の施策について、検討・見直しを行うこと。

ク 計画の推進体制、進捗管理手法の検討、見直し

計画の実効性を高めるため、推進体制、施策の実施スケジュール、PDCAサイクルが適切に機能する進捗管理手法を検討すること。

ケ つくば市環境審議会への出席、資料の作成及び議事録の作成

新計画の策定に当たっては、つくば市環境審議会への諮問を行い、その意見等を反映させるため、つくば市環境審議会の資料作成を行い、出席の上、議事録を作成すること。なお、つくば市環境審議会は、年間最大5回の開催を予定する。

コ 庁内会議への出席、資料作成及び議事録の作成

新計画策定に関して、庁内の意見を聴取し、合意形成を図るため、資料作成を行い、出席の上、議事録を作成すること。なお、庁内会議は、年間5回程度の開催を予定する。

サ パブリックコメントの対応

新計画の素案に対し、委託者が実施するパブリックコメントにおいて得られた市民の意見について整理、分析し、対応方針を検討すること。

シ 計画書の作成

つくば市環境審議会、庁内会議及びパブリックコメントの意見を反映し、新計画の計画書を作成すること。

#### ス 計画書（概要版）の作成

計画書の内容を抜粋した、市民にとって分かりやすい概要版を作成すること。なお、サイズ、様式等は、提案内容により、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

#### (4) 区域施策編の改定

区域施策編について、国のカーボンニュートラル宣言、地球温暖化対策計画、茨城県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）の方針を踏まえ、改定すること。改定に当たっては、地域気候変動適応計画を包含するものとする。また、地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法等の関連する法令の要求事項を満たすとともに、環境省が策定する最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」等に準拠すること。

#### ア 計画改定の背景・趣旨の整理

地球温暖化や気候変動の現状と影響、地球温暖化に対する国内外の動向、関連法制度の変更や社会背景の変化等を整理すること。また、現区域施策編における取組の実施状況、温室効果ガス排出量及び目標達成状況を調査・分析し、成果や課題を整理して、計画の方針や施策に反映すること。

#### イ 計画の基本的事項の見直し

対象とする範囲・温室効果ガスの種類、基準年度、計画期間等について見直し、記載すること。

#### ウ 温室効果ガス排出量及び吸収量の推計方法の見直し、推計のための表計算ファイル・マニュアルの作成

市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の推計方法について、推計方法を見直すこと。見直しに当たっては、環境省が策定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を基本としつつ、より正確に推計できる方法とすること。また、改定後、委託者が推計作業を行うことができるようにするため、推計のための表計算ファイル（エクセルデータで、統計データを入力すると排出量及び吸収量が算定されるもの）及びそのマニュアルを作成すること。

エ 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・増減要因の分析、目標達成状況の整理

市域の温室効果ガス排出量及び吸収量について、上記ウで提案した推計方法により、2013年度以降推計可能な直近年度までの市域の温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計を行い、増減要因の分析を行うこと。

また、現区域施策編の目標達成状況を整理し、考察すること。

オ 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計

市域の温室効果ガス排出量及び吸収量について、2050年度までの将来推計を、現状趨勢（B A U）ケース、対策を実施したケース等複数の視点で行うこと。ただし、対策を実施したケースについては、推計に考慮した具体的な対策案を明示すること。

カ 温室効果ガス排出量の削減目標設定

上記エ及びオの結果と今後の市域の動向予測を踏まえて、温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。目標設定に当たっては、国の温室効果ガス排出量及び吸収量の目標及びつくば市の特性を考慮すること。なお、温室効果ガス排出量削減の目標値は、令和6年（2024年）9月末日までに先行して設定すること

キ 温室効果ガス排出量削減の具体的な対策・取組の見直し、気候変動適応策の検討

区域施策編の対策・取組を見直し、目標達成に至るプロセス、削減見込みとその根拠を明らかにするとともに、それらの進捗状況を明確に評価できる指標を定めること。また、気候変動適応策について、必要に応じて、地域気候変動適応センター等の関連する機関と適切な連携を図り、国内外・県内の気候変動影響の現状調査及び将来予測、実践事例の調査を行い、市が導入すべき効果的な適応策を検討すること。なお、対策・取組の見直しに当たっては、令和5年（2023年）に開催された「気候市民会議つくば2023」で採択された提言を盛り込むこと。

ク 地域脱炭素化促進事業・促進区域の設定等に関する提案

地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた、地域脱炭素化促進事業の促進に関することについて、推進すべき事項を提案すること。提案に当たっては、「茨城県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月改定)」の促進区域の設定に関する基準に即し、促進区域の設定を見越したもの

とすること。

ケ 計画策定懇話会の資料作成、運営及び議事録作成

地球温暖化対策実行計画の改定に当たっては、計画策定懇話会を開催し、意見を聴取するため、計画策定懇話会の資料作成、司会進行を含めた運営及び議事録作成を行うこと。なお、計画策定懇話会は、年間最大3回の開催を予定する。

(5) 気候市民会議つくば2023提言実行計画の策定

令和5年度（2023年度）に開催された「気候市民会議つくば2023」で採択された提言を推進・実行するために必要な諸条件を整理したロードマップを策定すること。

ア 提言の分類

「気候市民会議つくば2023提言書」における提言を分類し、提言の実施並びに推進主体（国・県・市）、法令等の有無（法律・条例・要綱・不要）、概算予算額等を整理し、提言の実現難易度を分類すること。

イ ロードマップの策定

上記アの分類を踏まえ、いつまでに・どのような目標を持って・どのように取り組むのかを定めたロードマップを策定すること。なお、ロードマップの個票は1つの「取組」又は「施策」につき、A4で1枚程度の内容とし、令和6年（2024年）7月末日までに公表する。また、ロードマップの計画期間は令和12年度（2030年度）までとする。

ウ 提言の制度設計

上記イの策定後、上記アの分類によりつくば市が推進・実行する提言のうち、令和6・7年度の2ヶ年度に渡り、予算や条例・要綱の制定等を伴う制度設計を要するものについて、担当部署と連携の上、実施に向けた制度設計を行うこと。なお、委託者においても、担当部署との連絡調整等を行うものとする。

エ 提言の要望活動

アの分類により国や県が推進・実行する提言について、提言書をもとに要望活動を行うものとし、要望書の作成等を行うこと。

(6) 庁外関係機関・庁内関係部署等との協議への出席、会議資料及び議事録作成

新計画、ロードマップの策定及び制度設計に当たって、国や県等の庁

外関係機関や庁内関係部署との協議が必要な場合は、資料作成を行い、出席の上、議事録を作成すること。

## 6 成果品

### (1) 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ア 新計画書のうち、温室効果ガス排出量削減目標に係る頁 2部
- イ 第3次つくば市環境基本計画改定版 100部  
(A4判カラー、印刷製本) ※提案内容により、変更可能性あり。
- ウ 第3次つくば市環境基本計画改定版(概要版) 100部
- エ 温室効果ガス排出量及び吸収量算定に係る表計算ファイル及びマニュアル 2部
- オ 気候市民会議つくば2023提言書に基づくロードマップ 2部
- カ 気候市民会議つくば2023提言書に基づく制度設計書 2部
- キ 業務報告書 2部  
報告書の形態は委託者と受託者で協議の上決定する。
- ク 上記ア～キに係る電子データ一式を記録したDVD-R又はCD-R 2部  
(MSワード又はエクセル形式の編集可能なもの及びPDF形式のデータ)

### (2) 提出期限

成果品の提出期限は、以下のとおりとする。

- ア：令和6年(2024年)9月30日(月)まで
- イ～エ、カ～ク：令和8(2026年)年2月27日(金)まで
- オ：令和6年(2024年)7月31日(水)まで

## 7 疑義

本業務の実施に際しては、常に受託者は、委託者との連絡を密にし、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合は、受託者は速やかに委託者と協議し、決定するものとする。

## 8 その他

本業務の成果品及び業務の過程で発生したデータ等は全て委託者の所有とし、委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また、成果品

に関する著作権等の全ての権利は、委託者に帰属する。